

Bizストレージ ファイルシェア契約規定 【現改比較表】 2026年9月14日現在

～2026年10月13日

2026年10月14日～

(利用料金等の請求及び支払)

第10条 当社は、毎月の利用料金に消費税相当額を加えた金額をその翌月5日（但し当日が当社の休業日である場合は翌営業日）までに、契約者に対し請求する。

2 (略)

3 契約者は、当社が本条第1項及び第2項の請求書を発行した日から45日以内（但し、当日が当社の休業日である場合は翌営業日）に、当社の指定する方法により請求額を支払うものとする。なお、支払いに係る手数料は全て契約者の負担とする。

4～5 (略)

(利用料金等の請求及び支払)

第10条 当社は、毎月の利用料金に消費税相当額を加えた金額を、契約者に対し請求する。

2 (略)

3 契約者は、当社が本条第1項及び第2項の請求書を発行した日から当社が定める期日までに、当社の指定する方法により請求額を支払うものとする。なお、支払いに係る手数料は全て契約者の負担とする。

4～5 (略)

【附則（令和8年9月3日 C A S 2 サ第000400019251-01号）】

1 この改訂規定は、令和8年10月14日から実施する。

別紙 Bizストレージ ファイルシェア 基本仕様書

利用料金

(1) ~ (5) (略)

(6) 料金の請求及び支払

① 毎月の基本料金及びオプションの月額利用料金に消費税相当額を加えた金額を、その翌月5日（但し当日が当社の休業日である場合には翌営業日）までに、契約者に対し請求する。

② (略)

③ 契約者は、当社が請求書を発行した日から45日以内（但し、当日が当社の休業日である場合は翌営業日）に、当社の指定する方法により請求額を支払うものとする。なお、支払に係る手数料は全て契約者の負担とする。

(7) (略)

別紙 Bizストレージ ファイルシェア 基本仕様書

利用料金

(1) ~ (5) (略)

(6) 料金の請求及び支払

① 毎月の基本料金及びオプションの月額利用料金に消費税相当額を加えた金額を、契約者に対し請求する。

② (略)

③ 契約者は、当社が請求書を発行した日から当社が定める期日までに、当社の指定する方法により請求額を支払うものとする。なお、支払に係る手数料は全て契約者の負担とする。

④ 当社は、別段の定めがない限り、利用料金を日割りしないものとする。

⑤ 別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

⑥ 料金等は、支払期日の到来する順序にしたがって支払うものとする。

⑦ 当社は、③および⑥の規定にかかわらず、2以上の料金月分の料金等を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがある。

⑧ 当社は、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金等でその過払金を相殺して返還することがある。

⑨ 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとする。

⑩ 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがある。

⑪ 当社は、料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知する。

	(7) (略)
--	---------